

令和5年9月29日
相模原市発表資料

就学奨励金（修学旅行費）の誤振込について

令和5年9月26日（火）に交付した就学奨励金（修学旅行費）について、一部誤って支給対象外の保護者に振込をしたことが判明しましたので、お知らせします。

生徒や保護者、関係者の皆様に御迷惑と御心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

本市では、就学奨励金交付対象者の修学旅行費について援助を行っていますが、すでに修学旅行費を納めた保護者に対しては、修学旅行終了後に学務課から修学旅行費の振込を行っています。

令和5年9月28日（木）午前11時ごろ、支給対象の保護者から修学旅行費が振り込まれていないと連絡があり、支給データを確認したところ、支給対象者8名分の修学旅行費合計503,700円を、支給対象外の8名の保護者に誤って振込をしたことが判明しました。

2 原因

学務課は各中学校等から提出される「修学旅行集金額・確定額報告書」に基づき、全中学校等の支給対象者と金額を確定します。この作業を行うために作成した金額確定一覧表に、誤ったデータを転記したことにより発生したものです。

3 対応

対象者の方には謝罪するとともに、支給対象者の方には速やかに振込の手続をする旨をご説明し、誤って振込をした方には返還をお願いしました。

4 再発防止策

今後、金額確定一覧表を作成する際には複数人で確認を行うことを徹底し、再発防止に努めます。

問合せ先
学務課
直通電話 042-769-9262
対応責任者 佐藤 洋一